

観 第221- 7号

平成21年3月17日

日本勤労者山岳連盟会長 様

群馬県知事 大澤 正明
(観光物産課)



谷川岳危険地区の登山禁止について

谷川岳の遭難防止対策については、日頃から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

谷川岳は融雪期に入り、今後気温の上昇に伴い大規模な雪崩の発生が予想されます。よって、登山することが著しく危険であると認められます。このため、群馬県谷川岳遭難防止条例第7条の規定に基づき、下記のとおり危険地区での登山を禁止することといたしました。

つきましては、関係各位への周知に御協力をお願い申し上げます。

記

1 登山禁止地区
危険地区全域

2 登山禁止期間

平成21年3月23日(月)から平成21年5月1日(金)まで(40日間)

3 問い合わせ先

(1) 群馬県観光物産課計画推進係

住所：群馬県前橋市大手町1-1-1

電話：027-226-3382

(2) 群馬県谷川岳登山指導センター

住所：群馬県利根郡みなかみ町湯楡曾

電話：0278-72-3688 (FAX兼用)

4 参考(過去の登山禁止期間)

・平成19年度(昨年度) 平成20年3月24日(月)～5月2日(金)

・平成18年度(一昨年度) 平成19年3月26日(月)～4月27日(金)

※一の倉尾根と南陵に挟まれた区域以外は5月6日(日)まで延長